

島根県安来市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について

平成30年2月13日

公正取引委員会事務総局

近畿中国四国事務所中国支所

公正取引委員会は、将来を担う中学生に対し、早い段階で独占禁止法の役割を理解してもらうために、平成14年度から、全国各地の中学校において、当委員会の職員による「中学生向け独占禁止法教室」を開催してきています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

- | | | | |
|---|-----|----------------------------------|--|
| 1 | 日 時 | 平成30年2月19日(月) | 3時限目 10:55から11:45
4時限目 11:55から12:45 |
| 2 | 場 所 | 安来市立伯太中学校
島根県安来市伯太町西母里町940番地6 | |
| 3 | 講 師 | 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所職員 | |
| 4 | 対象者 | 安来市立伯太中学校 第3学年生徒 | |
| 5 | 内 容 | シミュレーションゲームで学ぶ市場経済の競争方法, 模擬立入検査等 | |

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、平成30年2月16日（金）正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所総務課

電話 082-228-1501 (直通)

ホームページ http://www.jftc.go.jp/regional_office/chugoku/index.html